

令和 7 年度 渇水対策支援要領

1. 目 的

高温、少雨と梅雨明け以降の猛暑による渇水に対して、農業用水確保に要した電気料金、燃料費、給水するために必要な資材購入費に対する経費の一部を助成し、渇水対策の農家負担を軽減する。

2. 対象者

J A魚沼の組合員又は組合員が構成する団体とする。

3. 支援対象

- (1) 販売農作物の用水確保に要した井戸ポンプ等の電気料金。ただし、電気使用量の過去 3 年の同月使用量の平均値と比較して増加分に対し 1kWh 当たり 10 円。
- (2) 販売農作物の用水確保に使用するために要した燃料代金の 30%。
- (3) 水路やため池等に給水するため新たに購入した資材費（ポンプ、ホース、ポリタンク）の合計金額（消費税を除いた金額）に対して 20%。ただし、1 戸上限 50,000 円とする。
- (4) 対象期間は令和 7 年 7 月 12 日から 9 月 30 日とする。
- (5) 助成金の支払いは J A 魚沼にある組合員本人、又は団体名の貯金口座へ振込とする。
※助成金額は 10 円未満の端数切り捨てとする。
※市町の実施する渇水対策支援事業への追加助成を行うことができることとし、経費の総額から各市町の助成金を差引いた金額を支援対象に基づく助成とする。

4. 申請方法

助成を受ける者は、申請書（別紙様式 1）に必要事項を記入し、下記の明細を添付のうえ、各地区の営農センターに提出する。

- (1) 用水確保に使用した水中ポンプ等使用については、例年同月の電気料金と本年の使用量が確認できる明細の写し
- (2) 用水確保に使用した燃料の購入日・種類・数量・金額等を確認できる納品書・請求書・領収書等のいずれかの写し
- (3) 水路やため池等に給水するため新たに購入した資材費（ポンプ、ホース、ポリタンク）の確認できる請求書・領収書等のいずれかの写し
- (4) 実施対象場所の位置図等及び実施状況写真（ない場合は相談）
※追加助成の申請者は、J A の申請書と各市町へ提出する申請書類のコピーを一緒に各地区の営農センター提出し、各市町の事業承認確認後に申請受付は完了とする。

5. 経費の支出

- (1) 本支援の申請受付は令和 7 年 10 月 24 日までを期限とする。
- (2) 営農指導課が取りまとめを行い、精査後に理事長の決裁を受ける。
- (3) この助成に係る経費は、指導事業支出とする。

6. 要領の適用期間

令和 7 年 7 月 12 日から令和 7 年 11 月 30 日までとする。

7. 改廃

この要領の改廃は理事長が決定する。

附 則

本要領は令和 7 年 7 月 12 日から施行する。

改 正

令和 7 年 8 月 1 日から施行する。